

必ず読んでね



重要な手続きの案内や
制度改正などを
お知らせするよ

個人住民税の改正

閏市民税課

(TEL)6384・1248 (FAX)6368・7344)

地方税法の改正に伴い、平成30年度の個人住民税が次のとおりに変わります。

- (1) 給与所得控除の適用を受けられる上限を給与収入金額1000万円(控除額220万円)に引き下げます。
- (2) 特定健康診査の受診者がスイッチOTC薬(医療用から転用された医薬品)を購入した場合に医療費控除が受けられます。従来医療費控除との併用は不可。

また、退職などの特別な理由のない場合は従業員の住民税を給与から差し引く特別徴収を徹底します。

福祉医療費助成制度(障がい者医療、老人医療、ひとり親家庭医療、子ども医療)の対象者や一部自己負担額などが変わります。詳しくは54ページへ。

12月は第4期分の納期です 市・府民税、固定資産税・都市計画税

閏納税課 (TEL)6384・1282 (FAX)6368・7344)

納付期限は12月28日(木)。納付は、便利で確実な口座振替か自動払込を利用してください。

納税は期限内にしてください

閏三島府税事務所 (TEL)072・627・1121)

府に納めた税金は、広く府民の生活に役立てられます。12月を「税収確保重点月間」と定めて市町村と連携し、滞納者に対しては納税への催告や財産の差し押さえなど徹底した対応を行います。

1月から変わります 情報公開窓口・マイナンバー窓口

閏情報公開窓口については市民総務室 (TEL)6384・1456 (FAX)6385・8300)

マイナンバー窓口についてはマイナンバーコールセンター (TEL)6318・7775 (FAX)6368・7346)

- 市民総務室情報公開窓口 1月9日(火)から高層棟7階に変わり、情報公開閲覧スペースを拡張します。

●市民課マイナンバー窓口

	変更前		変更後	
	時間	場所	時間(1月4日(木)以降)	場所(1月9日(火)以降)
申請窓口	月～金曜日午前9時～午後5時30分 ※祝・休日、年末年始を除く	高層棟7階	月～金曜日(祝・休日、 年末年始を除く) 午前9時～午後5時30分	高層棟1階 (旧市民総務室 情報公開窓口)
相談窓口・ コールセンター	月～木曜日午前9時～午後5時30分 金曜日午前9時～午後7時 土曜日午前9時～午後5時 ※第3土曜日、祝・休日、年末年始を除く		第2・4土曜日 午前9時～午後5時	
交付窓口	月～木曜日午前9時～午後5時20分 金曜日午前9時～午後6時30分 土曜日午前9時～午後4時30分 ※第3土曜日、祝・休日、年末年始を除く		月～金曜日(祝・休日、 年末年始を除く) 午前9時～午後5時20分 第2・4土曜日 午前9時～午後4時30分	